

令和元年東日本台風(台風19号)災害の被災者に係る手数料の減免について

令和元年10月12日に発生した、令和元年東日本台風災害(以下「台風」という。)により被災した者が、防火管理講習修了証の再交付を必要とする場合、申請手数料の減免をします。

1 減免の対象となる手数料

防火管理講習修了証再交付手数料

2 減免の対象者

千曲坂城消防本部消防長が交付した、防火管理講習修了証を所持している者で、台風により被災し、防火管理講習修了証を喪失、破損等をしたもののうち、これから再交付申請を行うもの。

3 減免の方法等

- ① 防火管理講習修了証再交付申請書
- ② 市町村において発行する「り災証明書の写し」又は「被災証明書の写し」

4 適用期間

令和元年10月12日から令和2年9月30日まで

ご不明な点等がございましたら、消防本部予防課までお問い合わせください。



問い合わせ先
千曲坂城消防本部 予防課
電話 026-276-0119(代)